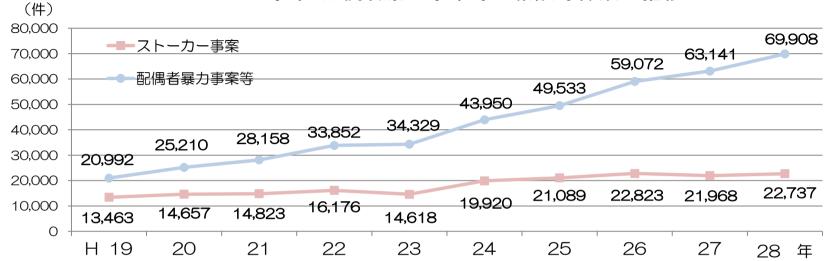
ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進



ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数の推移



対策

ストーカー規制法の改正(平成28年12月14日公布)

- 1 規制対象行為の拡大等
- 2 禁止命令等の制度の見直し
- 3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止
- 4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等
- 5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置
- 6 罰則の見直し



平成29年1月3日施行 (2については、平成29年6月14日施行)

警察における主な取組

警察の対処体制の強化

- 〇 地方警察官の増員
- 被害者等の一時避難の支援、資機材の整備

ストーカー加害者対策

○ 精神医学的・心理学的アプローチの推進(地域精神科医療等との連携)

関係省庁と連携したストーカー対策の推進

ストーカー総合対策(平成27年3月20日決定)

- 〇ストーカー事案に対応する体制の整備
- ○被害者情報の保護
- 〇ストーカー予防のための教育等
- 〇被害者等の一時避難等の支援
- ○被害者等に対する情報提供等
- 〇加害者に関する取組の推進